

<資料—2>

佐渡市における新たな公共交通システムの構築プロジェクト検討会設置要綱を廃止し、佐渡市地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程を制定する。

附 則

この規約は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

佐渡市における新たな公共交通システムの構築プロジェクト検討会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 新潟県佐渡地域における公共交通のあり方について調査・検討し、地域の実情に応じた新しい交通体系を構築することを目的とし、「佐渡市における新たな公共交通システムの構築プロジェクト検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 佐渡市における公共交通のあり方に関すること。
- (2) 佐渡市地域公共交通活性化協議会との連携に関すること。
- (3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項。

(構成及び座長)

第3条 検討会は、別表に掲げる者により構成する。

- 2 検討会には、座長を置く。
- 3 座長は、学識経験者をもって充てる。
- 4 座長または検討会が必要と認めた場合は、別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第4条 検討会は、座長が招集する。

- 2 検討会の運営は、座長が行う。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は事務局において行うこととし、事務局は、国土交通省北陸信越運輸局企画観光部交通企画課及び佐渡市企画財政部交通政策課に置く。

(その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が事務局と協議の上、定める。

附 則 この要綱は、平成20年7月9日から施行する。

別表（第3条関係）

委員	学識経験者	長岡技術科学大学教授
	事業者	新潟交通佐渡株式会社
		佐渡地区ハイヤー協会
	利用者	佐渡市連合婦人会
		佐渡市社会福祉協議会
	国	北陸信越運輸局
	新潟県	新潟県佐渡地域振興局
	佐渡市	佐渡市副市長
事務局	国	北陸信越運輸局企画観光部交通企画課
	佐渡市	企画財政部交通政策課

佐渡市地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程(案)

(設置)

第1条 佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱第11条の規定に基づき、佐渡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する必要事項等について、協議又は調整するものとする。

(構成)

第3条 幹事会は、別表に掲げる者により構成する。

2 幹事会には、幹事長を置く。

3 幹事長は、学識経験者をもって充てる。

4 幹事長または幹事会が必要と認めた場合は、別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(会議の運営)

第4条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

2 幹事会の運営は、幹事長が行う。

(庶務)

第5条 幹事会の庶務は事務局において行うこととし、事務局は、佐渡市企画財政部交通政策課に置く。

(その他)

第6条 本規程に定めるもののほか、幹事会の運営に必要な事項は、幹事長が事務局と協議のうえ、定める。

附 則 この規程は、平成21年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者	長岡技術科学大学教授
事業者	新潟交通佐渡株式会社
	佐渡地区ハイヤー協会
利用者	佐渡市連合婦人会
	佐渡市社会福祉協議会
国	北陸信越運輸局
新潟県	新潟県佐渡地域振興局
佐渡市	佐渡市企画財政部長
その他	会議の運営上必要と認められる者